

滋賀県女性等を犯罪等から守るネットワーク要綱

(目的)

第1条 滋賀県における女性や子ども（以下「女性等」という。）を犯罪等の被害から守るために必要な施策に関して滋賀県と滋賀県警察相互の情報共有と連携強化を図り、個々の事案等に対する適切な対応・支援を行うことを目的として、「滋賀県女性等を犯罪等から守るネットワーク（以下「ネットワーク」という。）」を構築する。

(定義)

第2条 この要綱において 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に満たない者をいう。
- (2) 犯罪等 生命又は身体に危害を及ぼすストーカー行為、配偶者からの暴力（DV）事案（児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力を含む。）、男女間トラブル、性犯罪などによる暴力被害が疑われる事案、及び同様の被害の発生が予想される前兆行為と認められる事案をいう。

(所掌事務)

第3条 ネットワークの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 女性等を犯罪等の被害から守るための諸対策の推進に関すること。
- (2) 女性等を犯罪等の被害から守るための諸対策の情報共有と連携強化に関すること。
- (3) 女性等を犯罪等の被害から守るための個々の事案等に対する適切な対応・支援に関すること。
- (4) その他女性等を犯罪等の被害から守るための諸対策について必要な事項に関すること。

(会議の設置)

第4条 ネットワークに滋賀県および滋賀県警察の関係部局等で構成する運営会議および担当者会議を設置する。

(運営会議)

第5条 運営会議は、次に掲げる機関の実務担当者をもって構成する。

- (1) 県民生活部県民活動生活課、健康医療福祉部子ども・青少年局および商工観光労働部女性活躍推進課
- (2) 中央子ども家庭相談センター、彦根子ども家庭相談センターおよび大津・高島子ども家庭相談センターならびに男女共同参画センター
- (3) 警務部警察県民センター、生活安全部生活安全企画課および少年課ならびに刑事部捜査第一課

- 2 運営会議は、関係機関等が有する情報および課題を集約し、ならびに共有することにより、相互の効果的な連携のあり方等について検討する。
- 3 運営会議は、事務局が招集する。

(担当者会議)

第6条 担当者会議は、警察署ごとに開催するものとする。ただし、情報共有または連携の強化を図る上でより効果的と認められる場合は、この限りでない。

- 2 担当者会議は、次に掲げる機関の実務担当者をもって構成する。
 - (1) 中央子ども家庭相談センター、彦根子ども家庭相談センターおよび大津・高島子ども家庭相談センターならびに男女共同参画センター
 - (2) 警察署生活安全課および刑事課
- 3 担当者会議は、個別事例の支援について具体的な検討を行うほか、関係機関等有する情報の共有、地域における関係機関の連携・協力の向上に資する事項等についての検討を行うものとする。
- 4 担当者会議に関する事務は、当該担当者会議を開催する各警察署生活安全課が担当する。

(構成員以外の出席等)

第7条 必要があると認めるときには、構成員以外の者を運営会議および担当者会議に出席させ、説明および意見を聞くほか、要望の伝達または協力の要請を行うことができる。

(守秘義務)

第8条 運営会議および担当者会議の構成員ならびに前条の規定による出席者は、各会議を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 ネットワークの事務を処理するため、県民生活部県民活動生活課および警察本部生活安全部生活安全企画課に事務局を置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年9月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 13 日から施行する。